

令和 3 年 9 月 29 日

各 部 課 長 殿

市 長 尾 崎 保 夫

令和 4 年度予算編成方針

内閣府が発表した月例経済報告（令和 3 年 9 月）では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている。」と報告している。

当市における、新型コロナウイルス感染症の財政に与える影響は、令和 3 年 7 月までの法人市民税調定額の累計が前年同月比で大幅に減少するなど、依然として厳しい状況にある。

また、少子高齢化や人口減少に伴う歳入の減少及び歳出の増加が見込まれることに加え、ほぼ全ての公共施設等において老朽化が進行しており、その対策が急務の中、学校施設の長寿命化改修だけで 330 億円を要することが明らかになるなど、今後の財政運営においては、様々な場面で厳しい選択を迫られる状況にある。

このような状況下、漫然と予算編成を繰り返すことは単なる課題の先送りに過ぎないことを認識のもと、令和 4 年度予算編成において業務分析による抜本的な業務改革を実施するとともに、職員一人一人が自分のこととして、特定財源の確保、無駄の排除、事務の効率化、事業の廃止・縮小・統合を考えなければ、今後、予算を編成できなくなると考えている。

このことを念頭に置き、国や東京都の予算編成の動向を的確に把握するとともに、この予算編成方針に基づき編成することにする。

1 国及び東京都の予算編成

国及び東京都は、現時点では、次のような考えに基づき、令和 4 年度の予算編成に取り組むこととしている。

(1) 国の予算編成

国においては、「令和 4 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（令和 3 年 7 月 7 日閣議了解）により、令和 4 年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組の下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとしている。

要求・要望については、「年金・医療等については、前年度当初予算額に高齢化等に伴ういわゆる自然増を加算した範囲内で要求。ただし、増加額について、「新経済・財政再生計画 改革工程表」に沿って着実に改革を実行していくことを含め、合理化・効率化に最大限取り組み、高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指すこととし、その結果を令和 4 年度予算に反映させること」、「地方交付税交付金等については、「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求すること。」、「義務的経費については、前年度当初予算の額の範囲内で要求すること。義務的経費を削減した場合には同額を裁量的経費で要求可。」、「その他の経費については、前年度当初予算額の 100 分の 90 の範囲内で要求。」、「グリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育てへの予算の重点化を進めるため、「基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）等を踏まえた諸課題について、「新たな成長推進枠」を設ける。」などとしている。

(2) 東京都の予算編成

東京都の「令和 4 年度予算の見積りについて」（令和 3 年 8 月 12 日依命通達）では、令和 4 年度予算の位置づけを「財政環境の先行きを見通すことが困難な中であっても、財政対応力を確保しつつ、都政に課された使命を確実に果たすことで、希望ある未来を切り拓いていく予算」としている。また、基本方針については、①「感染症の脅威」など大きな危機を克服し、より強靱で持続可能な都市へと進化する「サステナブル・リカバリー」を実現するため、大胆な発想で果敢に取組を進めていくこと。②社会変革に適応した制度や仕組みへの抜本的な見直しを進めるとともに、事業の見直しを一層強化し施策の新陳代謝を促すことにより、将来にわたる財政の対応力を堅持すること。③東京 2020 大会に向けて磨き上げてきた数々の取組を都市のレガシーへと発展させ、都民の豊かな生活につなげていくこととしている。

具体的には、「原則としてゼロシーリングを継続する一方で、事業実績が目標を大きく下回るものなど、更なる見直しが必要な事業については、原則として総額でマイナス 10 パーセントのシーリング。」、「未来の東京」戦略に係る新規事業及び感染症の影響を踏まえた喫緊の対策についてはシーリングの枠外」、「新たに政策評価と事業評価を一体的に実施し、効率性・実効性の高い施策・事業を構築するとともに、事後検証を一層徹底し、施策の新陳代謝を強化」することとしている。

2 東大和市の予算編成

(1) 予算編成の重要事項

①重視する考え方

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、財政に与える影響は不透明な状況にあるが、持続可能な市政運営を行うためには、長期的な視点に立ち、効果的・効率的な行財政運営を行う必要がある。

そこで、東大和市第三次基本構想において定めた将来都市像、「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」の実現のため、令和 4 年度を初年度とする第五次基本計画に基づく施策を推進していく。

以上を踏まえつつ、令和 4 年度の予算編成にあたっては、次の点を重視する。

- ア 第五次基本計画に基づく施策のうち、特に重要施策に留意して進めて行くこと。
- イ 引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応を進めていくとともに、感染拡大を防止するための「新しい生活様式・日常の定着」の実践を前提として、これまで実施してきた事業の内容や実施方法等を精査した上で、事業を実施すること。
- ウ 令和 2 年度に実施した業務分析等支援業務の分析結果等を活用して、事務事業の見直し、事務の効率化などに取り組むこと
- エ 令和 4 年度を初年度とする「東大和市第 6 次行政改革大綱」に基づき、市民サービスの最適化や効果的・効率的な行政運営の観点から、行政改革に取り組むとともに、持続可能な行財政運営のために、民間活力の導入の推進、歳入の確保、歳出の縮減等に取り組むこと。

オ 行政手続き及び庁内事務のデジタル化は、業務の生産性を高める最も有効な手法である。市民サービス向上の面からも、多くの市が導入を目指しているが、当市においても、総合交付金などの特定財源が見込める間に、他市に遅れを取らぬよう進捗させていくこと。その上で、庁内データの有効活用につなげ、事務の効率化を図り、時間外勤務の縮減による働き方改革など、デジタル化元年としての取組を進めること。

カ 令和3年5月31日及び同年9月1日の市議会議員全員協議会で説明した公共施設の設備等の修繕及び学校施設長寿命化に取り組んでいくこと。その際、優先度や緊急性に留意するとともに、限りある財源を有効活用するため、主管課における特定財源確保の努力、工夫を考慮すること。

キ 開かれた市政の実現のため、施策の形成や課題の対応に当たっては、情報公開の推進と説明責任の徹底を図り、市民の理解と信頼を得ること。

②重要施策等

令和4年度予算編成においても、「日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまち」を目指した施策を最も重要な施策として位置づけ、子ども・子育て支援と学校教育の充実を一層図るとともに、健康寿命の延伸やシニアの方々の地域での活動を支援する施策を進める。

具体的には、第五次基本計画に位置付ける4つの重要施策（①子ども・子育て支援施策の推進、②健康・高齢者施策の推進、③都市の価値を高める施策の推進、④持続可能な行財政運営等の推進）に重点的に取り組むことにより、少子高齢化と人口減少の進展に対応し、市民の皆様が将来にわたって住み続けたいと思っただけの魅力あるまちづくりを推進していくこととする。

(2) 予算見積もりの考え方

①全般的事項

ア 実施する主要事業については、「東大和市実施計画」に計上された主要事業を基礎とするが、事業の必要性、効果、実施時期等を改めて検討し、真に必要な事業を計上すること。

イ 事業の実施に当たっては、制度や目的、内容等を改めて精査し、事業の必要性、効果等を検証し、真に必要な事業を計上すること。

ウ 予算の見積もりに当たっては、決算や執行状況を検証し、積算根拠について十分精査し、真に必要な経費を見積もること。

エ 公共施設の維持管理については、包括施設管理業務委託による調査結果等を踏まえつつ、今後、予防保全の対応に切り替えていく予定であるが、現時点で多くの施設の老朽化が進んでいるため、当面の間は、事後修繕を中心に対応せざるを得ない状況にある。

また、これらの修繕を進めて行くためには、減価償却費としての建物の修繕料を予算化していくことが必須であるが、多額の費用となるため、現在の基金残高では不足が見込まれるところである。

については、課題を将来世代に先送りすることなく前に進めるためには、職員一人一人が厳しい現状を理解し、財源確保が極めて重要であることを認識する必要がある。その上で、公共施設の老朽化対策の見積りにあたっては、漫然とした予算要求を廃し、「どうしたら国や東京都の補助金等の特定財源を活用できるか」という視点に立ち、他部署との連携により情報収集しながら財源確保に尽力すること。

②歳入予算

新型コロナウイルス感染症の影響について、先行きが見通せない中、現時点では確たる見積りが難しい状況になっている。市税の推計については、令和2年度決算や令和3年度の収入状況等を参考にするなどして積算すること。

ア 市税や都税に連動する交付金などについては、引き続き推計が困難な状況であるが、国の税制改正の内容や影響等の動向などにも留意すること。また、課税客体を的確に把握するとともに、引き続き収納率の向上に取り組むこと。

イ 地方交付税は、地方の固有財源（一般財源）として位置づけられており、今後、国が策定する地方財政計画及び地方財政対策の内容を十分に注視すること。

ウ 国庫支出金及び都支出金については、その動向を的確に把握し、各事務事業の財源として積極的な確保を図ること。

エ 分担金・負担金及び使用料・手数料については、受益者又は原因者の適正な負担を検討し、自主財源の確保を図ること。また、収納率の向上を図ることにより負担の公平性を保つこと。

オ 未利用財産等について積極的な活用を検討し、歳入の確保に努めること。

③歳出予算

引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う臨時的な経費が発生する一方で、歳入は確たる見積が難しい状況であることから、既存の事業について、その必要性を改めて検討し、見直しを図ること。

また、このような中において扶助費については、令和2年度決算において一部の執行額が減少したものの、障害者福祉や児童福祉の拡充に加え、生活保護費が高止まりの状況となり、繰出金についても高齢化社会の進展に伴う医療・介護の給付等により、多くの予算執行が見込まれる。

さらには、老朽化が進んでいる公共施設等の対応については、本庁舎空調の更新や学校施設の長寿命化をはじめ、今後の更新等の経費に多額の財源を必要とすることから、「どうしたら国や東京都の補助金等の特定財源を活用することができるか」という視点を前提に、改めて事業内容の見直しを図ること。

なお、「(1) 予算編成の重要事項」及び「(2) ①全般的事項」や、別に定める予算編成要領等に基づき、予算見積書を作成すること。

ア 政策的経費については、「東大和市実施計画」に計上された主要事業を基礎として見積もること。

なお、令和4年度予算編成過程において、予算全体で財源不足が見込まれる場合には、事業の中止及び休止等により別途調整する。

イ 経常的経費については、職員人件費や公債費等を除き、見積上限額の範囲内の額とし、かつ配当する一般財源の額を超えないこと。

各課において見積上限額を超えてしまう場合には、各部における見積上限額の合計を超えないよう、必ず部内で調整を図ること。

なお、見積上限額の合計を超えて提出された場合には、再調整を依頼する。

※見積上限額は、「経常的経費の調べ」における経常的な経費に充当した一般財源の額から3.5%減じた額とする。

ウ イベント関係の見積もりにあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、事業実施の可否を検討すること。事業費を見積る場合は、実施場所、実施時間や実施方法など、改めて事業の内容を精査すること。

エ 新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少に伴い、事業収入が減少し、歳出予算の増額が見込まれる（又は現に増加している）事業については、「コロナ前の状況には戻れない」ことを認識し、創意工夫をもって事業内容を見直すことにより、事業費の縮減に取り組むこと。

オ 事務改善を図り、合理化・効率化を進めることにより、事務管理経費をはじめ、どうしたら時間外勤務手当が縮減できるかなど、積極的な取組を行うこと。

カ 会計年度任用職員に係る予算の計上については、業務の進め方を見直すなど、必要性等を十分に精査した上で、真に必要な配置分について見積もること。この場合、業務分析を活用した事務事業の廃止と縮小を連動させること。

また、社会保険料については、令和4年10月に全国健康保険協会から地方公務員共済組合に移行することから、適切な額を見積もること。

キ 公共施設等の保全に係る経費のうち軽易な内容については、過去の実施状況等を踏まえて、その改善に必要な予算を見積もること。

④特別会計予算

特別会計における各事業についても、前記の「(1) 予算編成の重要事項」及び「(2) ①全般的事項」等に基づき、予算を見積もること。また、特別会計として経理する原則を踏まえ、一般会計繰入金については、制度に基づき一般会計が負担する経費に係る基準内繰入金と、それ以外の基準外繰入金を明確に区分し、負担の適正化や経費の縮減等により、基準外繰入金の抑制を図ること。

⑤公営企業会計予算

公営企業会計である下水道事業についても、前記の「(1) 予算編成の重要事項」及び「(2) ①全般的事項」等に基づき、予算を見積もること。また、令和4年度の予算編成にあたり、わかりやすい予算の説明となるよう努めること。